

平成25年度東通村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	¥ A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
24年度	人 7,143	千円 7,237,538	千円 52,755	千円 869,386	% 12.0	% 10.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 100	千円 341,159	千円 54,307	千円 127,982	千円 523,448	千円 5,234	千円 5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（単位時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

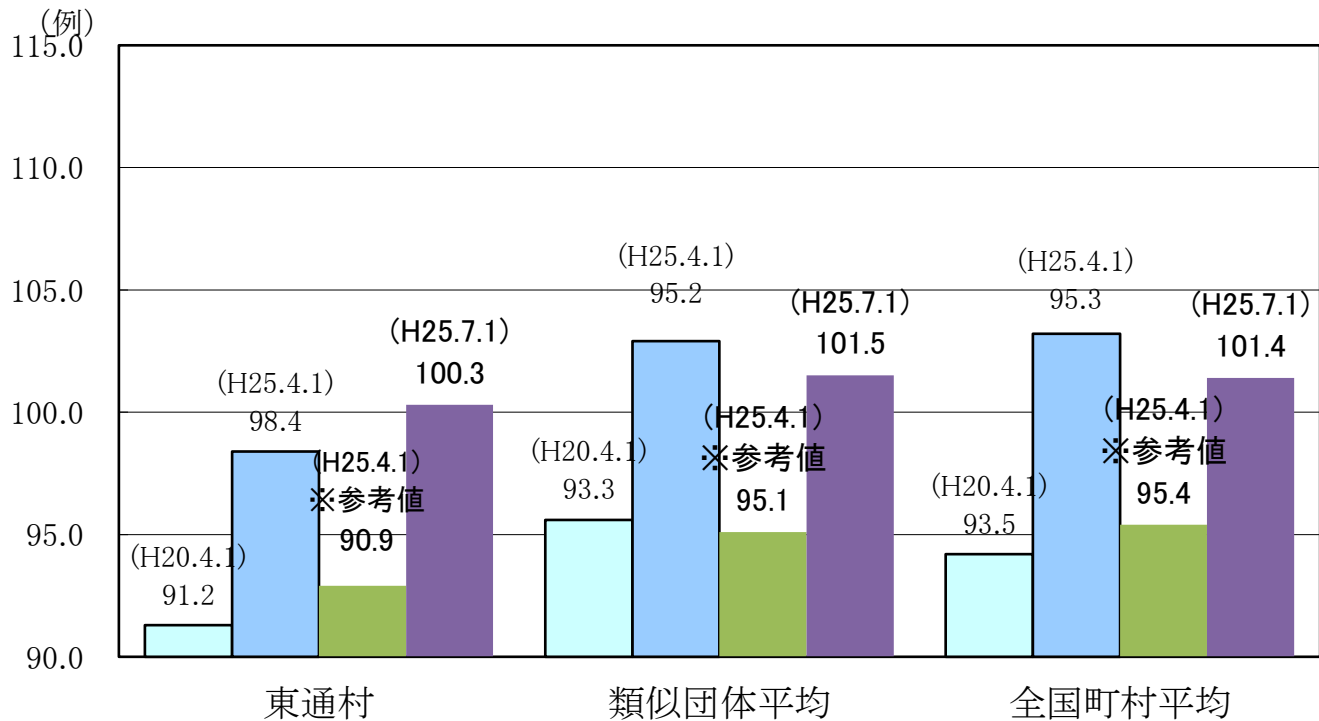
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	ラスパイレス指数が100未満であったため。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料)	【H25.4.1ラスパイレス指数・参考値、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】
(手当)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況 人事委員会を設置していないため記載省略

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東通村	45.0 歳	323,500 円	369,548 円	356,104 円
青森県	43.5 歳	336,200 円	403,863 円	368,898 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	
東通村	50.9歳	1人	310,200	329,500	334,500				
うち用務員	50.9歳	1人	310,200	329,500	334,500	用務員	53.7歳	202,700	1.6
青森県	47.5歳	405人	310,500	348,775	335,060				
国	49.9歳		272,119(286,850)	—	309,534(325,400)				
類似団体	50.4歳	5人	302,572	324,788	317,075				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東通村	5,188,580	-	-
うち用務員	5,188,580	2,809,400	184.69%

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成22年～24年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年中ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東通村	28.7 歳	251,160 円	277,360 円
青森県	43.7 歳	368,668 円	421,787 円
類似団体	41.7 歳	296,083 円	315,316 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		東通村	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	122,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	— —
	中 学 卒	129,200 円	125,400 円	— —
教育職	大 学 卒	192,800 円	192,800 円	— —
	高 校 卒	— 円	— 円	— —

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	270,867 円	該当なし 円	該当なし 円
	高 校 卒	220,300 円	該当なし 円	315,275 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	中 学 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
教育職	大 学 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円
	高 校 卒	該当なし 円	該当なし 円	該当なし 円

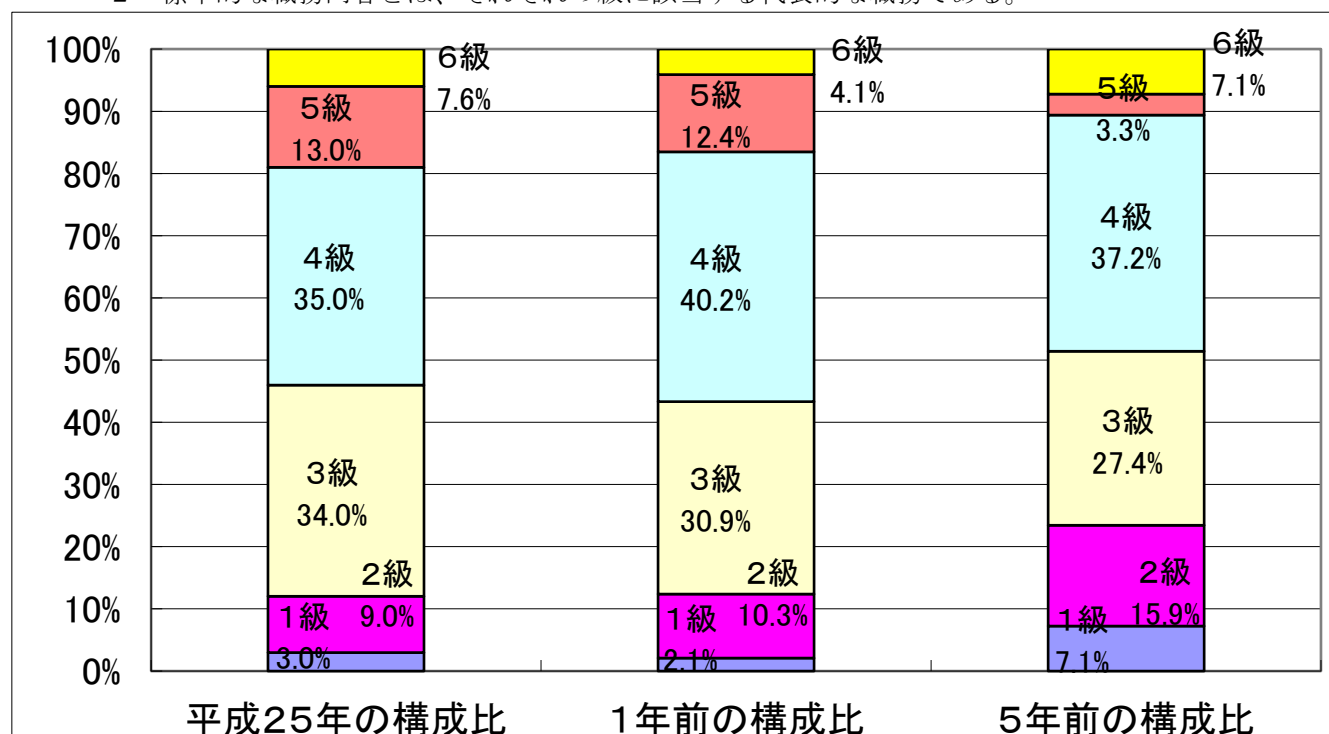
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	3 人	3.0 %	135,600	243,700
2級	主査、主任	8 人	9.0 %	185,800	307,800
3級	総括主査、総括主任	32 人	34.0 %	222,900	354,700
4級	総括主幹	33 人	35.0 %	261,900	388,300
5級	課長、副参事	12 人	13.0 %	289,200	400,600
6級	参事	6 人	6.0 %	320,600	422,600

(注) 1 東通村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 通 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,495 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

東 通 村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7900 月分
勤続25年 32.83 月分 38.9550 月分	勤続25年 32.83 月分 38.9600 月分
勤続35年 46.55 月分 55.8600 月分	勤続35年 46.55 月分 55.8600 月分
最高限度額 55.86 月分 55.8600 月分	最高限度額 55.86 月分 55.8600 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 22,877 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当 制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24 年度 決算)	12,533 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (24 年度 決算)	125 千円
支給実績 (23 年度 決算)	14,428 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (23 年度 決算)	103 千円

(6) その他の手当 (25 年 4 月 1 日 現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	—	19,393千円	225,500円		
	配偶者					13,000円	
	配偶者以外					1人 配偶者なし	11,000円
						2人目以上1人につき	6,500円
	15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額 1人につき					5,000円	
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額 (12,000円) を超える家賃を支払っている職員に支給	同	—	5,178千円	369,857円		
	借家・貸間 (支給限度額)					27,000円	
通勤手当	通勤のために自動車やバスなどを利用している職員に支給 (片道2km以上)	異	距離区分	9,949千円	97,533円		
	交通機関利用限度額					55,000円	
	交通用具利用限度額 (四輪自動車)					21,000円	
	交通用具利用限度額 (四輪自動車以外)	20,900円					
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給	異	定額支給	6,650千円	332,500円		
	参事					37,000円	
	課長					35,000円	
宿日直手当	宿直勤務や日直勤務をした場合に支給	同	—	1,008千円	10,080円		
	日直業務					4,200円	

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	村 長	765,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 807,500 円/ 363,200 円	
	副 村 長	625,000 円	670,100 円/ 365,000 円	
	議 長	270,000 円	364,000 円/ 220,000 円	
	副 議 長	240,000 円	285,000 円/ 168,100 円	
	議 員	230,000 円	263,000 円/ 135,800 円	
期 末 手 当	村 長	(24年度支給割合)		
	副 村 長	2.85 月分		
議 員	議 長	(24年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.85 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職月数×0.455	16707600	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.265	7950000	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

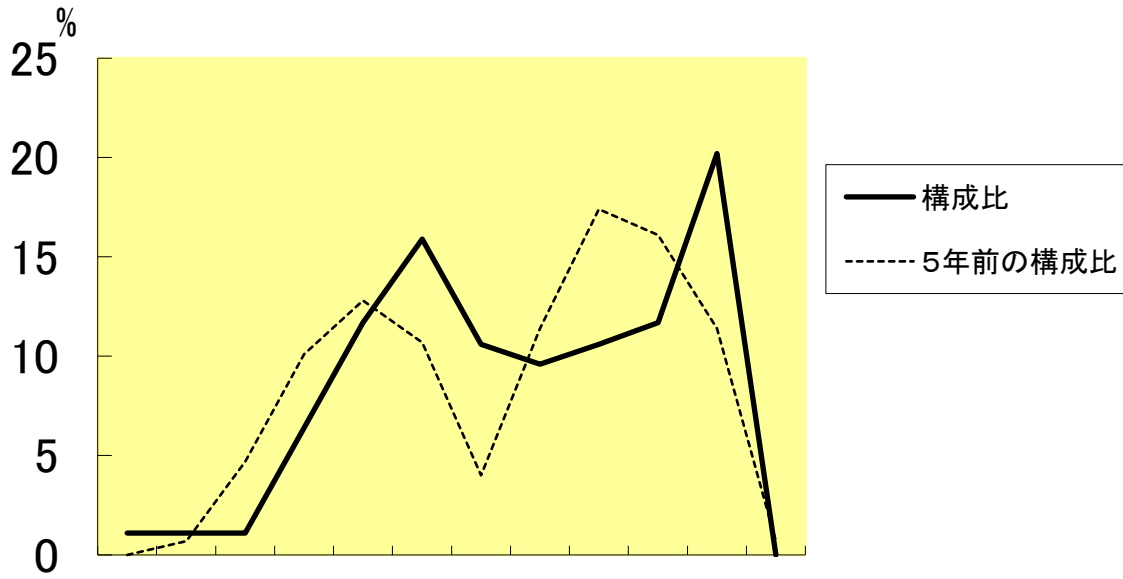
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	34	33	-1	事務事業の効率化・見直し
	税務	4	7	3	事務事業の効率化・見直し
	労働				
	農林水産	17	19	2	農業推進に係る業務増加
	商工	2	2		
	土木	9	7	-2	特産物流通施設建設見直しに伴う減
民生	6	6			
衛生	11	9	-2	事務事業の効率化・見直し	
	計	85	85	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 118.99 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 122.42 人)
	教育部門	16	15	-1	
	消防部門				
	小 計	16	15	-1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 139.99 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 149.73 人)
公 営 会 計 部 門	病院				
	水道	5	5		
	交通				
	下水道	3	3		
その他	8	7			
	小 計	16	15		
合 計		117	115	-2	<参考>
		163	[163]	[-15]	人口10,000人当たり職員数 160.99 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	1人	6人	11人	15人	10人	9人	10人	11人	19人	0人	94人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	105	102	102	101	85	85	▲20 (▲19.0%)
教育	28	29	28	23	16	15	▲13 (▲46.4%)
普通会計計	133	131	130	124	101	100	▲33 (▲24.8%)
公営企業等会計計	17	17	17	16	16	15	▲2 (▲11.8%)
総合計	150	148	147	140	117	115	▲35 (▲23.3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 310,450	千円 6,459	千円 31,327	% 10.09	% 9.74

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 5	千円 20,840	千円 2,978	千円 7,509	千円 31,327	千円 6,265

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 通 村	48.8 歳	369,463 円	526,448 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東通村	水道事業(公営企業会計)市町村平均
1人当たり平均支給額(24年度) 1,501 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 ()月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

東 通 村			水道事業(公営企業会計)市町村平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.79 月分	勤続20年	23.03 月分	28.79 月分
勤続25年	32.83 月分	38.96 月分	勤続25年	32.83 月分	38.96 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	14,889 千円	

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	225千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	45千円
支給実績（23年度決算）	812千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	162千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 24年度決算)			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	—	1,386千円	277,200円		
	配偶者						13,000円	
	配偶者以外	1人					配偶者なし	11,000円
		2人目以上 1人につき					配偶者扶養親族	6,500円
							配偶者非扶養親族	6,500円
15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日威光の最初の3月31日までの間にある人に加算する額 1人につき		5,000円						
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給	同	—	20千円	20,500円			
通勤手当	通勤のために自動車やバスなどを利用している職員に支給(片道2km以上)		同	—	519千円	103,900円		
	交通機関利用限度額						55,000円	
	交通用具利用限度額(四輪自動車)						21,000円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給		同	—	420千円	420,000円		
	参事						37,000円	
	課長						35,000円	